

衆議院 第百七十一回国会 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第四号

平成二十一年五月二十八日(木曜日)

午後一時二十分開議

出席委員

委員長 前原 誠司君

理事 嘉数 知賢君 理事 仲村 正治君

理事 松本 謙公君 理事 三井 辨雄君

理事 江田 康幸君

安次富 修君

岸田 文雄君

富岡 勉君

西村 明宏君

平口 洋君

若宮 健嗣君

加藤 公一君

丸谷 佳織君

佐藤 勉君

宮澤 洋一君

岡本 芳郎君

衆議院調査局第一特別調査室長 大和田幸一君

委員の異動

五月二十八日

辞任

飯島 夕雁君

山崎 拓君

同日

補欠選任

木原 誠二君

飯島 夕雁君

富岡 勉君

同日

補欠選任

木原 誠二君

飯島 夕雁君

富岡 勉君

五月二十七日

沖繩科学技術大学院大学学園法案(内閣提出第四三三号)

は本委員会に付託された。

四月十七日

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県多良間村議会)(第二二七号)

北方四島交流促進に関する意見書(富山市議会)(第二二七八号)

同月二十四日

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県北谷町議会)(第二五九六号)

五月七日

不発弾爆発事故への対応及び不発弾等の処理に関する意見書(沖繩県宜野湾市議会)(第二八二二二号)

不発弾爆発事故及び不発弾等の処理に関する意見書(沖繩県東村議会)(第二八二四号)

北方四島交流促進についての意見書(富山県議会)(第二八二五号)

同月十八日

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県今帰仁村議会)(第三〇九三三号)

同月二十八日

沖繩県における不発弾処理に関する意見書(沖繩県伊是名村議会)(第三四二二二号)

不発弾爆発事故への対応及び不発弾等の早期処理に関する意見書(東京都三鷹市議会)(第三四二二三号)

不発弾爆発事故への対応及び不発弾等の処理に関する意見書(沖繩県名護市議会)(第三四二四二号)

不発弾爆発事故に関する意見書(沖繩県沖繩市議会)(第三四二五五号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県嘉手納町議会)(第三四二七号)

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書(沖繩県竹富町議会)(第三四二八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

沖繩科学技術大学院大学学園法案(内閣提出第四三三号)

○前原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、沖繩科学技術大学院大学学園法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。佐藤沖繩及び北方対策担当大臣。

沖繩科学技術大学院大学学園法案(本号末尾に掲載)

○佐藤国務大臣 沖繩科学技術大学院大学学園法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖繩振興については、自立型経済の構築等を目指し、沖繩振興特別措置法及び沖繩振興計画に基づき事業を推進しているところであります。この沖繩振興計画では、二十一世紀の沖繩の振興に貢献すること、ひいては世界の科学技術の発展にも貢献することを目指し、世界最高水準の自然科学系の大学院大学を核として、研究所、民間企業等の集積を図るものとされております。

この大学院大学については、平成十七年度に設立された独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構により、先行的に研究事業を進めるとともに、恩納村に新しい施設を整備してまいりました。また、大学院大学のあり方については、ノーベル賞受賞者を中心とした内外の著名な科学者に

より検討が行われるなど、開学に向けた準備も進められてまいりました。

こうした取り組みを踏まえ、このたび、平成二十四年度までの開学を目指すこととし、そのための所要の措置を講ずるため、ここに本法律案を提出申し上げる次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

本法律案は、沖繩科学技術大学院大学を設置する沖繩科学技術大学院大学学園について、その目的、役員の特例、国の補助金等を定めるものです。

この学園の目的は、当該大学において、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことであり、もって沖繩の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与するものです。

この学園は、科学者を中心とした自主性及び柔軟性のある運営を行うことが必要であるため、学校法人として設立されるものです。その役員である理事には、科学技術の発達に関し特に功績顕著な内外の科学者や沖繩の振興に寄与した識見を有する者を含めることとし、その定数の過半数は、外部理事でなければならないこととしております。

国は、学園に対し、業務に要する経費の二分の一以内を補助することとしておりますが、国際的に卓越した教育研究を実現する等の観点から、当初十年間は、二分の一を超えて補助することとしております。また、内閣総理大臣は、学園の事業計画の認可等を行うこととしております。

その他、この学園の設立に伴い独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構を解散することなど、所要の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要でございます。

一

第二類第三号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第四号

平成二十一年五月二十八日

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ
さいますようしくお願いいたします。(拍手)
○前原委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。
午後一時二十四分散会

沖繩科学技術大学院大学学園法案 沖繩科学技術大学院大学学園法

目次

第一章 総則(第一条)	
第二章 沖繩科学技術大学院大学学園(第二 条―第十三条)	
第三章 雑則(第十四条―第二十一条)	
第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)	
附則	

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、沖繩科学技術大学院大学の
設置及び運営に関し必要な事項を定めることに
より、沖繩(沖繩県の区域をいう。以下同じ。)を
拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する
教育研究の推進を図り、もって沖繩の自立的
発展及び世界の科学技術の発展に寄与すること
を目的とする。

第二章 沖繩科学技術大学院大学学園 (学園の目的)

第二条 沖繩科学技術大学院大学学園(以下「学
園」という。)は、沖繩において、学校教育法昭
和二十二年法律第二十六号(第百三条に規定す
る大学として沖繩科学技術大学院大学を設置
し、当該大学において国際的に卓越した科学技
術に関する教育研究を行うことを目的とする学
校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七
十号)第三条に規定する学校法人をいう。)とす
る。

(業務)

第三条 学園は、次に掲げる業務を行う。

- 一 沖繩科学技術大学院大学を設置し、これを
運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健
康に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 学園以外の者から委託を受け、又はこれと
共同して行う研究の実施その他の学園以外の
者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 沖繩科学技術大学院大学における研究の成
果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 科学技術に関する研究集会の開催その他の
研究者の交流を促進するための業務を行うこ
と。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
(事務所)

第四条 学園は、主たる事務所を沖繩県に置くも
のとする。

(理事会の運営の特例)

第五条 学園は、私立学校法第三十六条第四項の
規定にかかわらず、寄附行為で定めるところに
より、理事長以外の理事をもつて理事会の議長
に充てることができる。この場合において、学
園に関する同条第三項の規定の適用について
は、同項中「理事長」とあるのは、「議長」とす
る。

(監事の職務の特例)

第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七条第
三項第四号の規定により、学園の業務又は財産
に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に
違反する重大な事実があることを文部科学大臣
に報告するときは、当該行為又は事実があるこ
とについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

(役員の特例)

第七条 学園の理事は、人格が高潔で、学識が優
れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営
することができる能力を有する者でなければな
らない。

2 学園の理事には、次に掲げる者が含まれるよ

うにしなければならない。

- 一 科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学
者
- 二 沖繩の振興に関して優れた識見を有する者
- 3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を
受けなければならない。
- 4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第
五項の規定の適用については、同項中「含まれ
るよう」とあるのは、「その定数の過半数とな
るよう」とする。

(補助金)

第八条 国は、予算の範囲内において、学園に対
し、第三条に規定する業務に要する経費につい
て、その二分の一以内を補助することができ
る。

2 前項の規定により国が学園に対し補助する場
合においては、私立学校振興助成法(昭和五十
年法律第六十一号)第十二条から第十三条まで
の規定の適用があるものとする。この場合にお
いて、内閣総理大臣は、必要があると認めると
きは、文部科学大臣に対し、学園について、同
法第十二条第一号の規定による報告の徴収若し
くは質問若しくは検査、同条第二号の規定によ
る命令又は同条第三号若しくは第四号の規定に
よる勧告を行うことを求めることができる。

(事業計画)

第九条 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府
令で定めるところにより、その会計年度の事業
計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

2 前項の事業計画は、沖繩における経済の振興
及び社会の開発に関する総合的な計画との調和
が保たれるものでなければならない。

(借入金)

第十条 学園は、弁済期限が一年を超える資金を
借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認
可を受けなければならない。
(重要な財産の譲渡等)

第十一条 学園は、内閣府令で定める重要な財産
を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供し
ようとするときは、内閣総理大臣の認可を受け
なければならない。

(書類の作成等)
第十二条 学園は、内閣府令で定める基準に従
い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計
算書その他の財務計算に関する書類を作成しな
ければならない。

2 学園は、毎会計年度終了後三月以内に、前項
に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項
に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書
を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなけ
ればならない。

(国及び関係する沖繩の地方公共団体との連携)
第十三条 学園は、沖繩科学技術大学院大学の運
営に当たっては、国及び関係する沖繩の地方公
共団体と密接な連携を図らなければならない。

第三章 雑則

(報告及び検査)

第十四条 内閣総理大臣は、この法律を施行する
ため必要があると認めるときは、学園に対し
て、その財務若しくは会計に関し必要な報告を
させ、又はその職員に学園の事務所に立ち入
り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若し
くは会計に関する帳簿、書類その他必要な物件
を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査する場合
には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人
にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

(違法行為等の是正)

第十五条 内閣総理大臣は、学園又はその役員若
しくは職員の行為がこの法律に違反し、又は違
反するおそれがあると認めるときは、学園に対
し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずる
ことを求めることができる。

2 学園は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(解散等)

第十六条 学園の解散に関する私立学校法第五十条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号から第三号まで」と、同条第四項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「第一項第五号」とする。

2 文部科学大臣は、学園に対し、前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第五十条第二項の認可若しくは認定若しくは同法第五十二条第二項の認可をしようとするとき、又は同法第六十二条第一項の規定により解散を命じようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する私立学校法第五十条第四項の規定による学園の清算人からの届出があつたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(残余財産の帰属の特例)

第十七条 学園が解散した場合において、残余財産があるときは、私立学校法第三十条第三項及び第五十一条の規定にかかわらず、当該残余財産は国庫に帰属する。

(財務大臣との協議)

第十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第九条第一項、第十条又は第十一条の認可をしようとするとき。

二 第九条第一項又は第十一条の内閣府令を定めようとするとき。

(内閣総理大臣と文部科学大臣との関係)

第十九条 内閣総理大臣は、学園に対して第十五

条第一項の規定による求めをしたときは、速やかに、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

一 沖縄科学技術大学院大学について、学校教育法第四十一条の認可(大学の設置に係るものを除く。)をしたとき、又は同条第二項の規定による学園からの届出があつたとき。

二 沖縄科学技術大学院大学に対して学校教育法第十三条又は第十五条第三項の規定による命令をしたとき。

三 学園に対して私立学校法第四十五条第一項の認可をしたとき、又は同条第二項の規定による学園からの届出があつたとき。

四 学園に対して私立学校法第六十一条第一項の規定による命令をしたとき。

(他の法律の規定の適用除外)

第二十条 次に掲げる法律の規定は、学園については、適用しない。

一 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十九条の規定

二 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第九条の規定

三 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十三年法律第十八号)第二条の規定

四 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項の規定

五 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第十七条の規定

六 私立学校振興助成法第四条の規定

(学園が設置する学校についての教育基本法の準用)

第二十一条 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十五条第二項の規定は、学園が設置する学校について準用する。

(内閣府令への委任)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

第四章 罰則

第二十三条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした学園の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

二 第十条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。

三 第十一条の規定に違反して、財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供したとき。

四 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条、附則第四条第二項及び第三項、第十四条並びに第二十二條の規定 公布の日

二 附則第十九條の規定 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第

号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第二十條の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第

号)の公布の日又はこの法律の公布の日

日のいずれか遅い日

(学園の設立等)

第二条 内閣総理大臣は、設立委員を命じ、学園の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、寄附行為を作成し、私立学校法第三十一条第一項の認可を受けるとともに、沖縄科学技術大学院大学の設置について学校教育法第四十一条の認可を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、学園に対して私立学校法第三十一条第一項の認可をしたとき、又は沖縄科学技術大学院大学の設置について学校教育法第四十一条の認可をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、学園の監事の選任について、第七条第三項の認可に相当する認可をすることができる。

5 前項の規定による認可は、施行日以後は、第七条第三項の認可とみなす。

6 設立委員は、学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を私立学校法第三十条第二項の規定により第二項の寄附行為に定められた理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 学園は、私立学校法第三十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

8 学園は、学園の成立後遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散等)

第三条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)は、この法律の規定による学園の成立の時に解散するものとし、次項の規定により各出資者に分配される財産及び第三項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて学園が承継する。

2 前項の規定による解散に際し、機構は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法(平成十七年法律第二十六号)第二十一条第二項の規定にかかわらず、その資産の価額から負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額に相当する額の財産を、政府を除く各出資者に對し、その出資額を限度として分配するものとする。	10 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとす。学園が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、学園に対してなされるものとする。	第六条 施行日の前日において健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた機構の職員で、施行日に私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつた者(学園の職員となつた者に限る。次項において「機構の職員であつた加入者」という。)に對する施行日以後の給付及び福祉事業に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第八十八号)第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条及び第二百六十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつたものとみなす。	となつた者(学園の職員となつた者に限る。以下「機構の職員であつた加入者」という。)のうち、一年以上の引き続く加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいい、学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(機構の職員であつた期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。)と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。
3 学園の成立の際現に機構が有する権利(前項の規定により各出資者に分配される財産を除く。)のうち、学園がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、学園の成立の時において国が承継する。	11 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。	第七條 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた機構の職員で、施行日に共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつた者(学園の職員となつた者に限る。次項において「機構の職員であつた加入者」という。)に對する施行日以後の給付及び福祉事業に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第八十八号)第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条及び第二百六十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつたものとみなす。	2 機構の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。
4 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。	12 第八項の規定による機構の利益及び損失の処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、学園は、政令で定めるところにより、その額に相当する金額を国庫に納付するものとする。	2 機構の職員であつた加入者のうち、この法律の施行の際健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けていた者であり、かつ、同一の傷病について共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「日以後三日を経過した日」とあるのは「日」と、同条第二項中「前項に規定する勤務に服することとができなくなつた日以後三日を経過した日(同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日」とあるのは「健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日」とする。	3 前項に規定する者に対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。
5 機構の解散の日の前日を含む事業年度は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号。以下この条において「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。	13 第一項の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。	2 機構の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。)」とする。	2 前項に規定する者に係る遺族共済年金につい
6 機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、学園が従前の例により行うものとする。	第四條 前条第一項の規定により学園が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、学園が承継する資産の価額(機構の解散の日の前日までに政府以外の者から出えんされた金額を除く。)から負債の金額を控除した額に相当する金額は、政府から学園に対し提出されたものとする。	2 前項の資産の価額は、学園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	2 前項に規定する者に係る遺族共済年金につい
7 機構の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、学園が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、学園に対してなされるものとする。	3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。	3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。	2 前項に規定する者に係る遺族共済年金につい
8 機構の解散の日の前日を含む事業年度における利益及び損失の処理については、学園が従前の例により行うものとする。	2 前項の資産の価額は、学園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	2 前項の資産の価額は、学園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	2 前項に規定する者に係る遺族共済年金につい
9 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、同日におい	第五條 施行日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの間は、第八條第一項の規定の適用については、同項中「その二分の一以内を補助する」とあるのは、「補助する」と	第七條 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた機構の職員で、施行日に共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつた者(学園の職員となつた者に限る。以下「機構の職員であつた加入者」という。)のうち、一年以上の引き続く加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいい、学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(機構の職員であつた期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。)と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。	2 前項に規定する者に係る遺族共済年金につい

五

沖縄科学技術大学院大学学園
沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第号)

(調整規定)

第二十二条 この法律の公布の日が、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第号)の公布の日前である場合には、附則第十九条の規定の適用については同条中「第百五十五条」とあるのは「第百五十四条」と、「第百五十六条」とあるのは「第百五十五条」と、「第百五十四条」とあるのは「第百五十三条」とし、同法附則第十八条の規定の適用については同条中「第百五十四条」とあるのは「第百五十五条」と、「第百五十五条」とあるのは「第百五十六条」とする。

理由

沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与するため、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年六月二日印刷

平成二十一年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A